

中小企業あきた

- 1 全業種の中小企業・小規模事業者が対象！ 1
～平成27年度補正「ものづくり・商業・サービス
新展開支援補助金」の公募を開始～
- 2 史上初！固定資産税での設備投資減税を創設 2
～平成28年度税制改正(中小企業・小規模事業者関係)の概要～

- 中小企業組合等支援施策情報 4
- 景況レポート1月分 6

- 話題の広場
中央会事業より 8
- アラカルト 9
- 支援団体活動レポート 10
- インフォメーション 10

3
MARCH.2016



TOPICS 1 全業種の中小企業・小規模事業者が対象！ ～平成27年度補正「ものづくり・商業・サービス 新展開支援補助金」の公募を開始～

本会では、2月5日(金)より全業種の中小企業・小規模事業者を対象とした平成27年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の公募を開始しました。

本補助金は、革新的なサービス・試作品の開発や生産プロセスの改善に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援するもので、2月18日(木)には秋田市の「ホテルメトロポリタン秋田」において補助金公募説明会を開催し、県内の中小企業・小規模事業者など218名が出席しました。

説明会では、本会より補助事業の概要や『補助金事業計画書』の記載内容に関する留意点のほか、応募締切後の事業スケジュールなどについて詳細な説明を行った後、補助対象となる経費や応募締切後の審査基準、審査時の加点内容などを中心に、活発な質疑応答がなされました。

本会では、本補助金の秋田県地域事務局として申請受付等の一連の業務を行いますので、申請をお考えの方はどうぞご相談下さい。



[公募説明会の様子]

－平成27年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の概要－

[補助対象者]

日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。

▶革新的サービス(一般型・小規模型・高度生産性向上型)

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

－高度生産性向上型のみ－

「IoT(※)等を用いた設備投資」を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

▶ものづくり技術(一般型・小規模型・高度生産性向上型)

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

－高度生産性向上型のみ－

「IoT(※)等を用いた設備投資」を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

※「IoT(Internet of Things)」

本事業では、単に従来から行われている単独機械の自動化や工程内の生産管理ソフトの導入にとどまらず、複数の機械等がネット環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データを活用して、①監視(モニタリング)、②保守(メンテナンスサービス)、③制御(コントロール)、④分析(アナライズ)のいずれかを行うことをIoTとします。

【補助対象経費・補助率・補助金額】

補 助 事 業		補助率	補助上限額 (下限額)
類 型	対象経費の区分		
一般型 [革新的サービス] [ものづくり技術]	機械装置費、技術導入費、運搬費 専門家経費	補助対象経費の 3分の2以内	1,000万円 (100万円)
小規模型 [革新的サービス] [ものづくり技術]	機械装置費、原材料費(※)、技術導入費 外注加工費(※)、委託費(※) 知的財産権等関連経費(※)、運搬費 専門家経費、クラウド利用費(※) (※=設備投資のみの場合は対象となりません)		500万円 (100万円)
高度生産性向上型 [革新的サービス] [ものづくり技術]	機械装置費、技術導入費、運搬費 専門家経費		3,000万円 (100万円)

【公募期間】 平成28年2月5日(金)～平成28年4月13日(水) [当日消印有効]

【申請書受付先・お問い合わせ先】 ものづくり補助金 秋田県地域事務局 ☎018-838-4716

－ものづくり補助金「成果事例集」を是非ご覧下さい！－

本会では、平成24年度補正ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金を活用し事業展開している企業の「成果事例集」を本会ホームページで紹介しています。是非ご覧下さい。

[本会ものづくり補助金 ホームページ]
<http://www.chuokai-akita.or.jp/27monozukuri/>



TOPICS 2 史上初!固定資産税での設備投資減税を創設 ～平成28年度税制改正 (中小企業・小規模事業者関係)の概要～

平成27年12月24日に、平成28年度税制改正の大綱が閣議決定されました。

本号では、中小企業・小規模事業者に関する平成28年度税制改正の概要についてお知らせ致します。

1 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例 [新設]

- 中小企業が取得する新規の機械装置は、3年間、固定資産税を1/2に軽減する措置を創設。
- 史上初の固定資産税での設備投資減税。赤字中小企業にも大きな効果あり。

【支援対象】

- ▶ 中小企業者が新法の認定計画に基づき取得する新規の機械装置(新品)
- ▶ 生産性を高める機械装置が対象

※既存の設備投資減税(生産性向上設備投資減税)の支援要件(①160万円以上、②生産性1%向上(10年以内に販売開始)、③最新モデル)から、中小企業への配慮から、③最新モデル要件を除外。

【特 例】

- ▶ 固定資産税(税率1.4%)の課税標準を3年間1/2に軽減

[適用期限：平成30年度末までの投資]